

# 令和3年度八幡平市における地熱と共生する文化・産業の次世代への継承事業 仕様書

## 1. 目的

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、国の「エネルギー基本計画」（平成30年7月閣議決定）の方針に基づき、地域と共生した持続可能な地熱開発を進めるため、地熱資源を活用し、農林水産業や観光業等の振興に積極的に取り組むことで他の地域への模範となる市町村を「地熱発電による地域の産業振興モデル地区」（以下「モデル地区」という。）として認定し、認定された自治体に対し、産業振興の活動等に関する広報活動や専門家の派遣を通じて支援している。

本事業は、機構がモデル地区として認定した八幡平市において、地熱や火山と地域の暮らし・文化・産業等の関わりについて歴史や現状を取りまとめ、今後の観光等の地域産業育成、市民の学習や若い世代の教育等に活用して、次世代へと継承していくものである。

本事業は、令和2年度～令和3年度までの2か年の実施を予定し、令和2年度においては、地熱データブック\*のコンセプトや各層への展開方法を検討し、素材となる種々の基礎資料を収集・整理してきたところである。

令和3年度においては、令和2年度の成果を基に地熱データブックを完成させるとともに、これを活用するための関連ツールの作成等も行うものとする。

※八幡平市が有する、次世代へ継承すべき内容等を取りまとめ整理したものを「地熱データブック」と仮称している。

## 2. 実施内容

### （1）地熱データブックの作成

八幡平市における地熱や火山と関わりある暮らし・文化・産業等の特徴に着目し、今後次世代に継承すべき、地域が有する価値を整理した地熱データブックを作成する。

なお、作成したデータブックは、100部を印刷製本する。

### （2）八幡平市地熱マスター養成テキストの作成

八幡平市地熱マスター養成の講習に用いるテキストを作成する。

テキストは、地熱データブックを基礎資料として、火山・地熱を源とする循環共生の姿を描き、構成する要素をストーリーでつなぎ、このつながりや各要素の内容について学べるものとする。

なお、テキストブックは本年度の試行を経て再編集し、最終成果品は100部を印刷製本する。

### (3) 地熱探検隊プログラム化及び学習カードの作成

市内小学生および平舘高校を対象に実施してきた地熱探検隊の実績を踏まえつつ、今後、地熱探検隊をSDGs探究学習として市内の学校授業において取り組めるよう、内容を精査する。

また、SDGs探究学習は、事前学習・現地調査・事後学習の内容として整理しプログラム化したうえで、これを学習カードとして整理する。

### (4) 沸騰地熱塾の開催

八幡平市の火山や地熱を源とする循環共生について精通し、来街者や市民に八幡平の魅力について伝えることができる八幡平市地熱マスターを養成する沸騰地熱塾を開催する。

そのための講習内容の企画、参加者募集、講師の手配、塾の運営を担当する。

(講習テーマ例)

- ・火山、鉱山
- ・地熱、温泉
- ・地熱発電、自然エネルギー
- ・農業
- ・景観、観光                      その他

### (5) 市内学校向け啓発事業の実施

市内の学校を対象にして、地熱探検隊や商品開発講座等の啓発事業を実施する。

啓発事業の実施に際しては、市内の学校等で取組めるSDGs探究学習授業(プログラム)化することを視野にいて、企画・準備・調整・運営す

ることとする。

(6) 八幡平市地熱ヒストリー動画の制作

八幡平市の地熱の歴史とこれからの可能性を紹介することで、地熱を活用してきた八幡平の魅力を伝える映像を制作する。

このためのシナリオ検討。素材集め、動画編集（音声付）を行う。

(参考)

- ・概ね 15～20 分程度を目安
- ・対象は、市民および応援市民など、八幡平市に関心を持つ人々とする

(7) アーカイブサイトの作成

本事業の制作物や実施結果をWEB上にストックするためのサイトを開設し、その更新を行う。

なお、本事業終了後のサイトの維持・運営にむけて市民や八幡平市応援市民制度との連携を図ることとする。

(8) 市内関係者への情報提供・報告会の開催

令和2年度事業において、ネットワークの設置にむけて呼びかけた市内の地熱資源関係者に逐次情報提供と、事業への協力の呼びかけを行う。

3. 成果品

上記の業務内容の実施結果について、実施記録、検討資料、成果物を報告書として取りまとめ、業務の完了日までに紙媒体及び電子媒体で各1部提出する。

4. 工期

契約締結日～令和4年 2月 28日

5. 納入場所

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 地熱事業部企画課

## 6. 業務実施に当たっての注意事項

応募者は、本業務の目的を効果的に達成するため、上記2に示した業務内容の項目について、その詳細な実施事項、成果のイメージ、人選候補等について予め企画し、実現可能な実施計画を立てて提案すること。ただし、受注者が実施するに当たっては、機構と十分協議を行った上で、その内容を決定すること。

また、納品物及び契約期間中に対外的に公表する配布物、映像等に、受注者に起因する重大な誤りがあった場合、受注者において回収、修正、再制作等の必要な措置を講ずること。

以 上